

令和5年3月10日

保護者のみなさまへ

枚方市 子ども未来部
子育て支援室 保育幼稚園入園課長

新型コロナウイルス感染症に係る保育料の減額(還付)措置の終了について(通知)

平素は、本市の子育て施策にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市の保育施設では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年から国の通知に基づき、園児又は家族等に感染が確認された場合や所属するクラスでクラス閉鎖があった場合等に、保育の提供を受けられなかった日数分の保育料を減額(還付)してきましたが、**令和5年3月分をもって終了させていただきます。**

令和4年度中(令和5年3月分まで)の保育料について減額(還付)手続きをされる場合は、**必ず期限内にお手続きください。**(原則として、毎月手続きしていただいています。)

令和4年度中(令和5年3月分まで)の保育料の減額(還付)手続き

	対象事由	手続き方法
1	クラス閉鎖があった場合	申請不要で、市がクラス閉鎖を要請した期間の保育料を減額(還付)します。
2	園児又は家族等に感染が確認された場合 園児又は家族等が濃厚接触者に特定された場合	市ホームページから該当する月の減額(還付)申請書をダウンロードして申請してください。内容について施設長の証明を受け、施設経由で市に申請してください。 園への提出期限：令和5年4月14日【厳守】

※ いずれも、保育料が0円以外の方が対象です。

※ 保育料は一旦満額をお支払いください。

※ 未納の保育料がある場合は、減額(還付)分を充当する場合があります。

※ 原則として保育料の振替口座(振替口座がない場合は直近に返金した指定口座)に振込します。

申請書掲載ページ



<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046633.html>

【問い合わせ先】

枚方市 子ども未来部
子育て支援室 保育幼稚園入園課
TEL：072-841-1472(直通)
FAX：072-841-4319